

議案第104号

特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例（昭和43年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の220」を「100分の230」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の210」を「100分の215」に、「100分の230」を「100分の225」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成29年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。